

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年2月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700304 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700057 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 62 年 7 月 1 日、喪失年月日を昭和 63 年 2 月 1 日に訂正し、昭和 62 年 7 月から昭和 63 年 1 月までの標準報酬月額を 47 万円とすることが必要である。

昭和 62 年 7 月 1 日から昭和 63 年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 62 年 7 月から昭和 63 年 1 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 7 月 1 日から昭和 63 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 7 月 1 日から昭和 63 年 1 月 31 日まで、A 社に雇用され、B 業務のため C 社へ出向した。この間は、A 社から月給 60 万円程と C 社からも給与の支給があった。請求期間は A 社の社員であり厚生年金保険に加入していたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出したデータ経歴書、同社の回答、同社において請求者と同様の業務に従事していたとする複数の者の回答等から、請求者が請求期間において同社に使用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の請求者と同様の業務に従事していたとする者に係る厚生年金保険被保険者記録等から、47 万円（請求期間当時の標準報酬月額の上限）とすることが妥当である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 62 年 7 月 1 日から昭和 63 年 2 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 62 年 7 月 1 日から昭和 63 年 2 月 1 日までの期間において、A 社に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、

社会保険事務所は、請求者の昭和 62 年 7 月から昭和 63 年 1 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700327 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700025 号

第 1 結論

昭和 52 年*月*日から昭和 55 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年*月*日から昭和 55 年 4 月 1 日まで
私が 20 歳を迎えたとき、父から国民年金に加入しないといけない、学生は払えないので、代わりに払う旨の話を聞いた記憶があるので、父が国民年金保険料を納付していたと思う。
調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時学生であった請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者に当該手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者及び請求者の父親は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は、父が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していないと陳述しており、これらを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700322 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700058 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所（現在は B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 4 月 27 日から同年 6 月 1 日まで

私は、大学卒業後、昭和 53 年 3 月に C 事業所に就職し、4 年間勤務した。昭和 57 年に A 事業所への移籍の要請があり、C 事業所を退職し、A 事業所に移籍した。

しかしながら、国の記録では請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。C 事業所と A 事業所の間は継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 事業所の在職証明書、A 事業所に係る辞令及び請求者が同事業所における同僚であったとして氏名を挙げた複数の者の回答により、請求者が請求期間において、同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 57 年 6 月 1 日）は、雇用保険被保険者資格の取得日（昭和 57 年 5 月 21 日）と相違するところ、同事業所において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得日の前後 1 年間に同被保険者資格を取得している 22 名のうち 14 名についても、厚生年金保険被保険者資格の取得日と雇用保険被保険者資格の取得日が相違していることから、請求期間当時、同事業所では必ずしもその勤務実態どおりに厚生年金保険被保険者資格を取得させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、請求期間当時、A 事業所が加入していた D 企業年金基金（当時は D 厚生年金基金）は、請求者の同基金における当該事業所に係る加入員資格の取得日は昭和 57 年 6 月 1 日であると回答しており、当該取得日は請求者の前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致する。

さらに、B 事業所は、請求者に係る請求期間当時の給与を証明する資料の保管はなく、当該期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否かについては不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。